

防犯活動アドバイザー業務要領の制定について

平成 8 年 3 月 26 日  
例規（警・生総）第 11 号  
警察本部 警務部長

〔沿革〕 平成 10 年 3 月例規（警）第 11 号 平成 27 年 3 月例規（警）第 11 号  
令和 2 年 3 月例規（警）

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり制定し、平成 8 年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命に依り通達する。

記

1 目的

この要領は、千葉県警察が雇用する防犯活動アドバイザーの業務に関し、会計年度任用職員の取扱いに関する訓令（令和 2 年本部訓令第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防犯活動アドバイザーの名称

防犯活動アドバイザーの業務上の名称は、「千葉県警察防犯活動アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とする。

3 業務の内容

アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民に対する安全確保に必要な情報の提供に関する事。
- (2) 民間の防犯組織に対する指導・支援に関する事。
- (3) 地域の企業及び職域防犯団体への要請に関する事。
- (4) 住民からの要望について自治体への働き掛けを行う事。
- (5) その他前各号に付随する業務

4 業務の準拠及び報告

- (1) 業務は、あらかじめ署長が作成する防犯活動アドバイザー活動予定表（別記第 1 号様式）に基づき行うものとする。
- (2) アドバイザーは、前記 3 の業務を行った場合においては、防犯活動アドバイザー活動報告書（別記第 2 号様式）を作成し、署長に報告するものとする。

5 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成 10 年本部訓令第 6 号）に定める「身分証明書」によるものとする。

6 業務推進上の配意事項

アドバイザーは、業務を推進するに当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 事案の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下様式省略